

船舶事故調査報告書

平成29年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年7月1日 22時01分ごろ
発生場所	香川県土庄町地蔵崎南方沖 地蔵崎灯台から真方位164° 1.1海里付近 (概位 北緯34° 23.5′ 東経134° 14.4′)
事故の概要	貨物船SHUN FA11は、東進中、また、漁船清丸は、北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年7月6日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 SHUN FA11（カンボジア王国籍）、1,483トン 9093892（IMO番号）、HONG KONG SHUN FA INTERNATIONAL SHIPPING LIMITED B 漁船 清丸、4.9トン KA3-27641（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A（中華人民共和国籍）、締約国資格受有者承認証 船長 （カンボジア王国発給） B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船尾部に擦過傷 B 船首部に破口を伴う凹損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長Aほか9人（全員中華人民共和国籍）が乗り組み、船長Aが操船指揮をとり、約9ノットの対地速力で備讃瀬戸東航路を通過し、地蔵崎南方沖を東進していた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船長Bが船尾甲板で目線を下げて魚の選別作業をしながら北西進していた。
分析	A船は、船長Aが、B船が右舷方から接近していることに気付かなかったものと考えられるが、船長Aから情報が十分に得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることができなかった。 B船は、船長Bが、船尾甲板で魚の選別作業をしていて、見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付かず航行を続けたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船が東進中、B船が北西進中、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 常時適切な見張りを行うこと。